

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 感染症対策（全般）

- 商談会の参加者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合など、必要に応じて、来場者名簿（連絡先含む）を保健所等の公的機関に提出することがあります。
- 商談会場内においては、県内事業者及びスタッフは、マスク及びフェイスシールドの着用を必須とします。
受付時は、非接触型体温計を用いて体温測定し、37.5℃以上の場合は来場できません。商談会当日の朝に、ご自身で体温チェックを行うことをおすすめします。また、下記の



- ✓ 咳、咽頭痛、息苦しさなどがある場合
- ✓ 体調がすぐれない場合（味覚・嗅覚異常を感じる時や、疲労倦怠感を強く感じる場合などを含む）
- ✓ 保健所等の健康観察下にある場合
- ✓ 政府が指定する期間（過去 14 日以内）に海外渡航がある場合（当該期間に帰国した方と接触がある場合も含む）

項目に当てはまる場合も来場できません。

ブース内

- 入口付近にアルコール消毒液を設置しますので、来場時に手指を消毒してください。
- 2メートル以上(最低1メートル)の間隔をとり、密にならない会場レイアウトとします。
- 新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）のインストールを推奨します。
- 出展ブース前には立ち位置マーカーを記し、原則展示1ブースにつき1パイヤーのみ商談いただけます。
- 県内事業者に対しては、試飲・試食調理及び提供時、手袋着用（食品衛生法適合のものに限る）を徹底するように周知しています。
- 説明用資料については、極力、紙ではなくタブレットやパソコンを使って説明するように周知しています。また、会場での受け渡しは行わず、後日データ等で送るように周知しています。